

令和3年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

I 暴力行為について

○ 暴力行為の発生件数

本県の発生件数は2,463件、1,000人あたりの発生件数は4.9件であり、全国平均6.6件を下回っている。発生件数は、小学校は増加し、中学校、高等学校は減少している。

・小学校： 1,485件 [1,000人あたりの発生件数5.4件(全国7.7件)]

・中学校： 809件 [1,000人あたりの発生件数6.1件(全国7.9件)]

・高等学校： 169件 [1,000人あたりの発生件数1.7件(全国1.3件)]

合計： 2,463件 [1,000人あたりの発生件数4.9件(全国6.6件)]

○ 暴力行為の内訳

・「生徒間暴力」(70.7%)が最も多く、次いで「対教師暴力」(15.3%)、「器物損壊」(12.8%)、「対人暴力」(1.1%)の順になっている。

○ これまでの取組

- ・教科指導をはじめ、あらゆる場面を通して児童生徒が自他の個性を尊重し、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする学級、学校づくりの推進と充実。
- ・スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して校内相談体制の充実を図るとともに、教職員へのカウンセリングマインド研修を通じた対応能力の向上。
- ・学校における生徒指導体制を充実させるとともに、学校だけでは解決困難な事案に対しては、学校問題サポートチームによる専門的、多面的な支援。
- ・児童生徒や保護者との信頼関係や警察等関係機関との連携強化。

○ 今後の対応

- ・平成27年以降、いじめの積極的認知が進む中で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業期間のあった令和2年度を除くと、特に小学校の暴力行為の件数が増加傾向となっている。児童生徒の発達段階に応じたコミュニケーション能力の向上等、よりよい人間関係の構築等の視点からも学校における生徒指導体制の充実が図られるよう、引き続き、研修会等で周知していく。

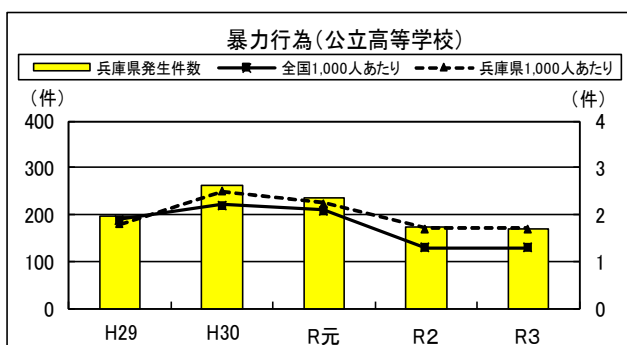
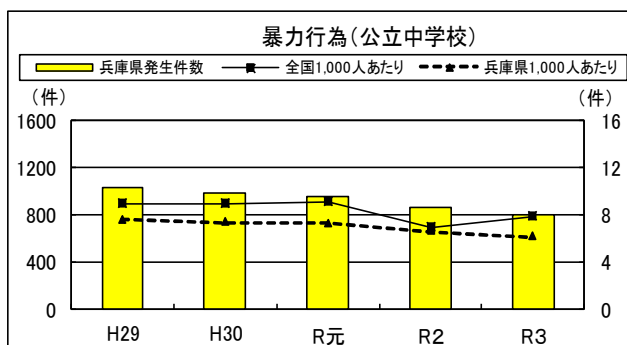
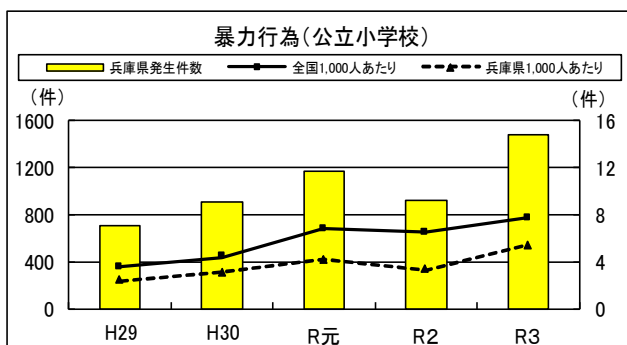
【本調査における「暴力行為」の考え方】

「暴力行為」を「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」として調査。

なお、本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

1 暴力行為の発生件数

学校種	全国(公立)			兵庫県(公立)		
	発生件数	前年度比	1,000人あたり(件)	発生件数	前年度比	1,000人あたり(件)
小学校	47,087	1.17	7.7	1,485	1.61	5.4
中学校	23,583	1.15	7.9	809	0.94	6.1
高等学校	2,706	0.97	1.3	169	0.98	1.7
計	73,376	1.15	6.6	2,463	1.26	4.9



区 分		H29	H30	R元	R2	R3
公立 小学校	兵庫県発生件数	784	902	1,175	922	1,485
	兵庫県1,000人あたり	2.7	3.1	4.1	3.3	5.4
	全 国1,000人あたり	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7
公立 中学校	兵庫県発生件数	1,041	987	958	861	809
	兵庫県1,000人あたり	7.6	7.4	7.3	6.6	6.1
	全 国1,000人あたり	8.9	9.3	9.1	6.9	7.9
公立 高等学校	兵庫県発生件数	196	263	234	173	169
	兵庫県1,000人あたり	1.8	2.5	2.3	1.7	1.7
	全 国1,000人あたり	1.9	2.2	2.1	1.3	1.3

2 暴力行為の内訳

(形態別構成比については、小数第2位を四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある)

(1) 全体

全体	全国(公立)			兵庫県(公立)		
	発生件数	前年度比	形態別構成比	発生件数	前年度比	形態別構成比
対教師暴力	9,286	1.09	12.7%	378	1.59	15.3%
生徒間暴力	53,611	1.18	73.1%	1,742	1.20	70.7%
対人暴力	876	0.86	1.2%	27	1.69	1.1%
器物損壊	9,603	1.12	13.1%	316	1.28	12.8%
計	73,376			2,463		

(2) 小学校

小学校	全国(公立)			兵庫県(公立)		
	発生件数	前年度比	形態別構成比	発生件数	前年度比	形態別構成比
対教師暴力	6,597	1.12	14.0%	263	1.87	17.7%
生徒間暴力	35,452	1.19	75.3%	1,085	1.60	73.1%
対人暴力	389	0.73	0.8%	6	3.00	0.4%
器物損壊	4,649	1.17	9.9%	131	1.28	8.8%
計	47,087			1,485		

(3) 中学校

中学校	全国(公立)			兵庫県(公立)		
	発生件数	前年度比	形態別構成比	発生件数	前年度比	形態別構成比
対教師暴力	2,481	1.02	10.5%	103	1.14	12.7%
生徒間暴力	16,488	1.19	69.9%	543	0.82	67.1%
対人暴力	388	0.97	1.6%	11	1.83	1.4%
器物損壊	4,226	1.11	17.9%	152	1.50	18.8%
計	23,583			809		

(4) 高等学校

高等学校	全国(公立)			兵庫県(公立)		
	発生件数	前年度比	形態別構成比	発生件数	前年度比	形態別構成比
対教師暴力	208	0.99	7.7%	12	1.71	7.1%
生徒間暴力	1,671	0.99	61.8%	114	0.99	67.5%
対人暴力	99	1.15	3.7%	10	1.25	5.9%
器物損壊	728	0.91	26.9%	33	0.77	19.5%
計	2,706			169		

Ⅱ いじめについて

○ いじめの認知件数の状況

本県のいじめの認知件数は、些細ないじめも見逃さないよう教員が児童生徒をきめ細かく見守ったりするなど、いじめを積極的に認知するよう各校を指導したことから26,495件で、1,000人あたりの認知件数は、51.7件で、全国平均53.4件を下回っている。

- ・小学校：20,854件 [1,000人あたりの認知件数 75.3件 (全国80.7件)]
- ・中学校：5,069件 [1,000人あたりの認知件数 38.4件 (全国31.9件)]
- ・高等学校：427件 [1,000人あたりの認知件数 4.4件 (全国5.4件)]
- ・特別支援学校：145件 [1,000人あたりの認知件数 25.0件 (全国18.6件)]

- 合計：26,495件 [1,000人あたりの認知件数 51.7件 (全国53.4件)]

○ いじめの解消状況

- ・「解消している」割合は76.0% (全国80.1%) で、全国より下回っているが、前年度の67.5%に比べ、解消率は向上している。

○ いじめ発見のきっかけ

- ・「アンケート調査など学校の取組により発見」が38.0%、「本人からの訴え」19.3%、「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」が17.6%となっている。

○ いじめの態様

- ・主ないじめの態様については、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が13,633件で最も多く、全体の51.5%を占めている。次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が23.4%である。
- ・「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」については4.6%である。

○ いじめる児童生徒への特別な対応

- ・「保護者への報告」(72.0%)、「いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導」(56.8%)など、状況に応じてさまざまな対応がとられている。

○ いじめられた児童生徒への特別な対応

- ・「学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した」(31.2%)、「当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した」(5.8%)、「別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した」(3.1%)、「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った」(1.5%)など、状況に応じて様々な対応がとられている。

○ 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

- ・いじめの問題に関して、「職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った」「校内研修会を実施した」「学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた」「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」は、すべての小学校、中学校、高等学校で取り組まれている。

また、「道徳や学級活動の時間に指導を行った」(93.6%)等、未然防止等に向けた様々な取組を行っている。

○ いじめの日常的な実態把握

- ・学校が直接児童生徒に行った具体的な方法については、「アンケート調査の実施」がほぼ全ての学校で行われており、次いで「個別面談の実施」(81.3%)であった。

また、『個人ノート』や『生活ノート』といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等」(46.7%)の取組も行っている。

○ 警察に相談・通報した件数

- ・警察に相談・通報した件数は73件であり、認知件数全体に占める割合は0.3%である。

○ 「重大事態」の発生件数について

令和3年度の本県におけるいじめ重大事態認知件数は56件（1号:32件、2号:24件）であり、令和2年度の40件から16件増加している。

○ これまでの取組

本県のいじめ防止基本方針に基づく積極的な認知と、各学校において未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な対応の充実。

- ・道徳科や兵庫型「体験教育」等による豊かな心の育成、子ども自身がいじめの防止や解消に取り組む集団づくり。
- ・集団生活を通して、自他の理解を深め、豊かな人間性を育むとともに、児童生徒自身が傍観者ではなく、当事者として問題を解決していこうとする主体的な集団づくり。
- ・県・市町・関係機関による連携や、いじめ対応ネットワーク等による協力支援体制の充実。
- ・児童生徒一人一人の特性や状況に応じた、教育的愛情をもった関わり、電話やSNSによる相談窓口の設置、スクールカウンセラー等による専門的支援、「いじめ未然防止プログラム」の実施。
- ・「いじめ対応マニュアル」を活用した校内研修やカウンセリングマインド研修等の実施。

○ 今後の対応

- いじめの積極的認知やいじめ重大事態への対応や予防策等について、具体的な事例等を用いて研修会等で周知を図る。
- 各学校のいじめ防止基本方針の見直しを啓発し、早期発見・早期対応につなげることができるようアンケート内容や実施時期の見直し等、認知に向けた取組を継続的にすすめるよう周知を図る。
- いじめの被害によって、欠席を余儀なくされることにならないよう、学校の組織的対応と必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ネット利用の実態の変化による新たないじめの態様等に対して、敏感に察知し柔軟な対応を図る。

【本調査における「いじめ」の考え方】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- ④ 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- ⑤ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、当事者となった児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

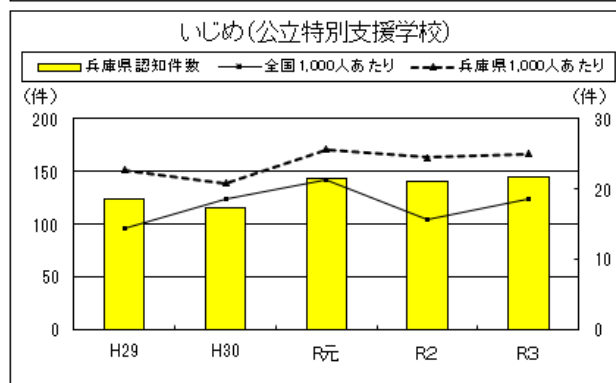
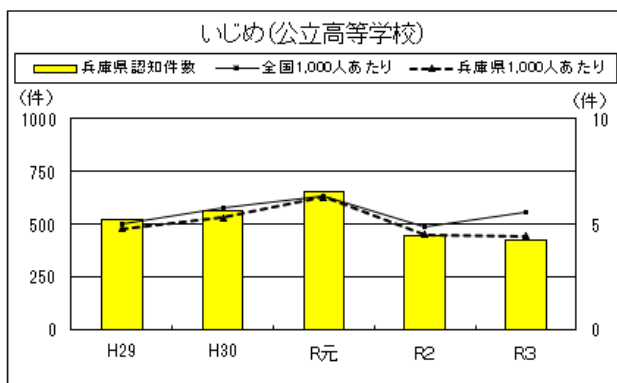
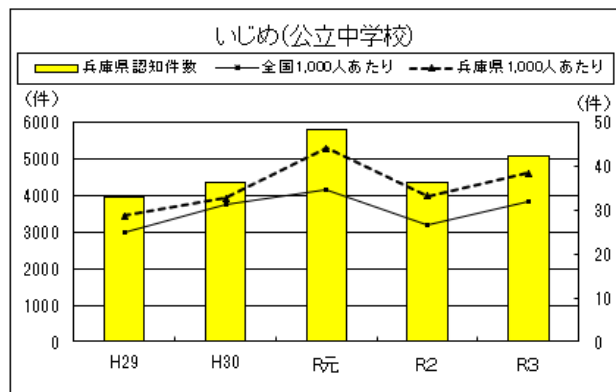
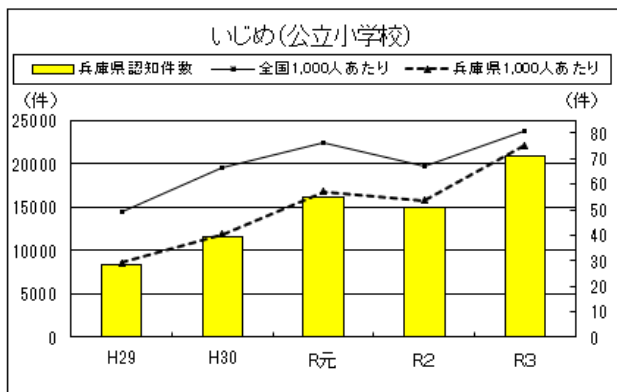
【いじめ重大事態の考え方】

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

第1号「重大事態」とは、法第28条第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。第2号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。

1 いじめの認知件数

学校種	全国(公立)			兵庫県(公立)		
	認知件数	前年度比	1,000人あたり(件)	認知件数	前年度比	1,000人あたり(件)
小学校	496,094	1.19	80.7	20,854	1.39	75.3
中学校	95,263	1.21	31.9	5,069	1.17	38.4
高等学校	11,129	1.09	5.4	427	0.96	4.4
特別支援学校	2,623	1.19	18.6	145	1.03	25.0
計	605,109	1.19	53.4	26,495	1.33	51.7



区 分		H29	H30	R元	R2	R3
公立 小学校	兵庫県認知件数	8,374	11,628	16,191	15,049	20,854
	兵庫県1,000人あたり	29.1	40.5	57.0	53.6	75.3
	全 国1,000人あたり	49.0	66.5	76.4	67.1	80.7
公立 中学校	兵庫県認知件数	3,937	4,369	5,791	4,347	5,069
	兵庫県1,000人あたり	28.7	32.8	44.0	33.2	38.4
	全 国1,000人あたり	25.0	31.2	34.5	26.5	31.9
公立 高等学校	兵庫県認知件数	525	567	657	443	427
	兵庫県1,000人あたり	4.8	5.3	6.3	4.5	4.4
	全 国1,000人あたり	4.9	5.8	6.3	4.9	5.4
公立 特別支援学校	兵庫県認知件数	124	116	144	141	145
	兵庫県1,000人あたり	22.7	20.9	25.6	24.5	25.0
	全 国1,000人あたり	14.1	18.7	21.4	15.6	18.6
計	兵庫県認知件数	12,960	16,680	22,783	19,980	26,495
	兵庫県1,000人あたり	24.0	31.3	43.4	38.7	51.7
	全 国1,000人あたり	33.9	45.3	51.7	44.6	53.4

2 いじめの解消状況

区分	解消しているもの		解消に向けて取り組み中				その他		計	R2 解消しているもの		R2計
			3か月以上		3か月未満					件数	構成比	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数			
公立小学校	15,819	75.9%	1,661	8.0%	3,365	16.1%	9	0.0%	20,854	9,859	65.5%	15,049
公立中学校	3,856	76.1%	447	8.8%	763	15.1%	3	0.1%	5,069	3,168	72.9%	4,347
公立高等学校	326	76.3%	38	8.9%	61	14.3%	2	0.5%	427	337	76.1%	443
公立特別支援学校	129	89.0%	2	1.4%	14	9.7%	0	0.0%	145	127	90.1%	141
計	20,130	76.0%	2,148	8.1%	4,203	15.9%	14	0.1%	26,495	13,491	67.5%	19,980

(注) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合

3 いじめの発見のきっかけ

(公立)

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
学校の教職員等が発見した。	12,009	57.6%	2,371	46.8%	187	43.8%	102	70.3%	14,669	55.4%	10,205	51.1%
①学級担任が発見	2,551	12.2%	686	13.5%	21	4.9%	18	12.4%	3,276	12.4%	2,339	11.7%
②学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	689	3.3%	509	10.0%	20	4.7%	26	17.9%	1,244	4.7%	912	4.6%
③養護教諭が発見	60	0.3%	21	0.4%	3	0.7%	0	0.0%	84	0.3%	83	0.4%
④スクールカウンセラー等の相談員が発見	3	0.0%	2	0.0%	2	0.5%	0	0.0%	7	0.0%	19	0.1%
⑤アンケート調査など学校の取組により発見	8,706	41.7%	1,153	22.7%	141	33.0%	58	40.0%	10,058	38.0%	6,852	34.3%
学校の教職員以外からの情報により発見した。	8,845	42.4%	2,698	53.2%	240	56.2%	43	29.7%	11,826	44.6%	9,775	48.9%
⑥本人からの訴え	3,517	16.9%	1,400	27.6%	161	37.7%	25	17.2%	5,103	19.3%	4,291	21.5%
⑦当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	3,752	18.0%	857	16.9%	52	12.2%	9	6.2%	4,670	17.6%	3,752	18.8%
⑧児童生徒(本人を除く)からの情報	1,058	5.1%	328	6.5%	20	4.7%	6	4.1%	1,412	5.3%	1,194	6.0%
⑨保護者(本人の保護者を除く)からの情報	418	2.0%	93	1.8%	7	1.6%	2	1.4%	520	2.0%	453	2.3%
⑩地域の住民からの情報	41	0.2%	10	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	51	0.2%	27	0.1%
⑪学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	40	0.2%	9	0.2%	0	0.0%	1	0.7%	50	0.2%	50	0.3%
⑫その他(匿名による投書など)	19	0.1%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	20	0.1%	8	0.0%

(注) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合

4 いじめの態様 ※複数回答

(公立)

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	10,287	49.3%	3,035	59.9%	249	58.3%	62	42.8%	13,633	51.5%	10,832	54.2%
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,823	8.7%	380	7.5%	86	20.1%	5	3.4%	2,294	8.7%	1,988	9.9%
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	5,389	25.8%	739	14.6%	31	7.3%	43	29.7%	6,202	23.4%	4,456	22.3%
④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	2,097	10.1%	282	5.6%	12	2.8%	5	3.4%	2,396	9.0%	1,593	8.0%
⑤金品をたかられる。	224	1.1%	51	1.0%	7	1.6%	10	6.9%	292	1.1%	237	1.2%
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1,500	7.2%	259	5.1%	9	2.1%	6	4.1%	1,774	6.7%	1,272	6.4%
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2,830	13.6%	505	10.0%	13	3.0%	21	14.5%	3,369	12.7%	2,132	10.7%
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	584	2.8%	532	10.5%	86	20.1%	13	9.0%	1,215	4.6%	1,010	5.1%
⑨その他	425	2.0%	100	2.0%	18	4.2%	3	2.1%	546	2.1%	629	3.1%

(注) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合

5 いじめる児童生徒への特別な対応

※複数回答

(公立)

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	144	0.7%	82	1.6%	37	8.7%	0	0.0%	263	1.0%	268	1.3%
②校長、教頭が指導した。	394	1.9%	49	1.0%	76	17.8%	7	4.8%	526	2.0%	588	2.9%
③別室指導した。	578	2.8%	283	5.6%	57	13.3%	8	5.5%	926	3.5%	2,295	11.5%
④学級替えをした。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学											
	0	0.0%	0	0.0%	6	1.4%	1	0.7%	7	0.0%	0	0.0%
⑥その他												
⑦停学	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑧出席停止	0	0.0%	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨自宅学習・自宅謹慎	—	—	—	—	69	16.2%	4	2.8%	73	0.3%	69	0.3%
⑩訓告	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
⑪保護者への報告	14,386	69.0%	4,334	85.5%	254	59.5%	95	65.5%	19,069	72.0%	14,478	72.5%
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	12,072	57.9%	2,732	53.9%	152	35.6%	92	63.4%	15,048	56.8%	11,779	59.0%
⑬関係機関等との連携	警察等の刑事司法機関等											
	33	0.2%	47	0.9%	6	1.4%	2	1.4%	88	0.3%	64	0.3%
	児童相談所等の福祉機関等											
	30	0.1%	31	0.6%	1	0.2%	1	0.7%	63	0.2%	60	0.3%
	病院等の医療機関等											
9	0.0%	9	0.2%	1	0.2%	1	0.7%	20	0.1%	13	0.1%	
その他の専門的な関係機関												
34	0.2%	15	0.3%	5	1.2%	0	0.0%	54	0.2%	61	0.3%	
地域の人材や団体等												
17	0.1%	5	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	22	0.1%	5	0.0%	

(注) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合

6 いじめられた児童生徒への特別な対応

※複数回答

(公立)

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	162	0.8%	166	3.3%	55	12.9%	3	2.1%	386	1.5%	508	2.5%
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	395	1.9%	361	7.1%	43	10.1%	32	22.1%	831	3.1%	739	3.7%
③緊急避難として欠席させた。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	5,471	26.2%	2,712	53.5%	82	19.2%	8	5.5%	8,273	31.2%	7,356	36.8%
⑤学級替えをした。	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	919	4.4%	575	11.3%	51	11.9%	1	0.7%	1,546	5.8%	1,207	6.0%
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。(サポートチームなども含む)	52	0.2%	53	1.0%	32	7.5%	1	0.7%	138	0.5%	160	0.8%

(注) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合

7 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 ※複数回答 (公立)

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2計	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	739	100.0%	344	100.0%	166	100.0%	44	97.8%	1,293	99.9%	1,302	99.9%
①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	739	100.0%	344	100.0%	166	100.0%	44	97.8%	1,293	99.9%	1,302	99.9%
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を 取り上げ、指導を行った。	739	100.0%	344	100.0%	88	53.0%	40	88.9%	1,211	93.6%	1,220	93.6%
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	739	100.0%	344	100.0%	72	43.4%	40	88.9%	1,195	92.3%	1,205	92.5%
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	679	91.9%	323	93.9%	164	98.8%	31	68.9%	1,197	92.5%	1,183	90.8%
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	588	79.6%	284	82.6%	93	56.0%	31	68.9%	996	77.0%	912	70.0%
⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	739	100.0%	344	100.0%	166	100.0%	44	97.8%	1,293	99.9%	1,302	99.9%
⑦ P T A など地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	313	42.4%	157	45.6%	26	15.7%	11	24.4%	507	39.2%	492	37.8%
⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	305	41.3%	185	53.8%	36	21.7%	13	28.9%	539	41.7%	445	34.2%
⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	671	90.8%	310	90.1%	164	98.8%	31	68.9%	1,176	90.9%	1,130	86.7%
⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	739	100.0%	344	100.0%	166	100.0%	44	97.8%	1,293	99.9%	1,302	99.9%
⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	739	100.0%	344	100.0%	166	100.0%	44	97.8%	1,293	99.9%	1,302	99.9%

(注1) いじめを認知していない学校も含まれる。
(注2) 構成比は、各区分における学校総数に対する割合

8 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に行った具体的な方法 ※複数回答 (公立)

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R2計		
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	
(1) アンケート調査の実施	739	100.0%	344	100.0%	166	100.0%	37	82.2%	1,286	99.4%	1,296	99.5%	
①実施頻度	年1回	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	1	2.2%	2	0.2%	4	0.3%
	年2～3回	613	82.9%	254	73.8%	138	83.1%	33	73.3%	1,038	80.2%	1,056	81.0%
	年4回以上	126	17.1%	90	26.2%	27	16.3%	3	6.7%	246	19.0%	236	18.1%
②調査方法	記名式	594	80.4%	288	83.7%	140	84.3%	28	62.2%	1,050	81.1%	1,066	81.8%
	無記名式	123	16.6%	62	18.0%	28	16.9%	10	22.2%	223	17.2%	219	16.8%
	記名・無記名の選択式	36	4.9%	15	4.4%	15	9.0%	0	0.0%	66	5.1%	55	4.2%
③回答方法	学校で記入	720	97.4%	306	89.0%	71	42.8%	32	71.1%	1,129	87.2%	1,138	87.3%
	持ち帰って記入	33	4.5%	57	16.6%	112	67.5%	10	22.2%	212	16.4%	197	15.1%
(2) 個別面談の実施	618	83.6%	308	89.5%	108	65.1%	18	40.0%	1,052	81.3%	1,071	82.2%	
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	293	39.6%	288	83.7%	13	7.8%	10	22.2%	604	46.7%	686	52.6%	
(4) 家庭訪問	489	66.2%	256	74.4%	36	21.7%	11	24.4%	792	61.2%	842	64.6%	
(5) その他	24	3.2%	13	3.8%	8	4.8%	1	2.2%	46	3.6%	52	4.0%	

(注1) いじめを認知していない学校も含まれる。
(注2) 構成比は、各区分における学校総数に対する割合

9 警察に相談・通報した件数

学校種	全国(公立)			兵庫県(公立)		
	相談通報件数	認知件数に占める割合	認知件数	相談通報件数	認知件数に占める割合	認知件数
小学校	389	0.1%	496,094	24	0.1%	20,854
中学校	626	0.7%	95,263	30	0.6%	5,069
高等学校	238	2.1%	11,129	18	4.2%	427
特別支援学校	15	0.6%	2,623	1	0.7%	145
計	1,268	0.2%	605,109	73	0.3%	26,495

10 「重大事態」の発生件数

学校種	全国(国公立)				兵庫県(公立)			
	学校数	発生件数	第1号	第2号	学校数	発生件数	第1号	第2号
小学校	285	314	158	191	28	32	21	11
中学校	255	276	122	175	18	19	8	11
高等学校	102	112	68	61	3	4	2	2
特別支援学校	3	3	1	2	1	1	1	0
計	645	705	349	429	50	56	32	24

※全国は国公立、兵庫県は公立

※1件の「重大事態」が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

11 「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体(市町)

	全国		兵庫県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
策定済	1,708	97.7%	40	97.6%

(検討中は1自治体)

12 「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体(市町)

	全国		兵庫県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
設置済	1,485	85.0%	35	85.4%

(検討中は6自治体)

13 条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体(市町)

	全国		兵庫県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
教育委員会の 附属機関	1,293	74.0%	34	82.9%
地方公共団体の 長の附属機関	1,120	64.1%	29	70.7%

(検討中は教育委員会の附属機関4自治体、地方公共団体の長の附属機関9自治体)

Ⅲ 長期欠席（不登校等）について

○ 本県の長期欠席の状況

長期欠席者数は、小学校で、7,717人（前年度4,549人）、中学校で10,691人（前年度8,246人）、高等学校で2,408人（前年度1,648人）である。
新型コロナウイルス感染回避により30日以上登校しなかった児童生徒は、2,533人（前年度500人）である。

○ 本県の不登校児童生徒数

本県の小中高等学校の不登校児童生徒数は、12,469人で、全児童生徒に占める割合は2.47%であり、全国平均2.48%と同程度である。

- ・小学校：3,643人 [全体に占める割合 1.32% (全国 1.32%)]
 - ・中学校：7,679人 [全体に占める割合 5.82% (全国 5.26%)]
 - ・高等学校：1,147人 [全体に占める割合 1.20% (全国 1.90%)]
-
- 合計：12,469人 [全体に占める割合 2.47% (全国 2.48%)]

○ 不登校の要因（公立のみ）

- ・小学校では、不登校の要因として「主たるもの」のうち、「本人に係る状況」の「無気力・不安」が50.0%と最も多く、次いで「生活のリズムの乱れ・あそび・非行」と、「家庭に係る状況」の「親子の関わり方」が14.9%となっている。
- ・中学校では、「本人に係る状況」の「無気力・不安」が48.6%と最も多く、「学校に係る状況」の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が12.4%、「本人に係る状況」の「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が11.0%となっている。
「家庭に係る状況」では「親子の関わり方」が5.7%と多くなっている。
- ・高等学校では、最も多いのは小中学校同様に「本人に係る状況」の「無気力・不安」となっており、44.8%を占めている。次いで、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」が12.2%となっている。この要因については、定時制の割合が高くなっている。また、「学校に係る状況」の「入学・転編入学・進級時の不適応」が8.3%となっている。

○ これまでの取組

- 学ぶ喜びを実感できる授業づくりや共に助け合う集団づくり、児童生徒への教育的愛情をもった関わり等、不登校の未然防止のための取組とともに、家庭への働きかけや支援等を一層充実。また、個々の状況把握により欠席状況に応じた組織的な支援体制の構築。
- ・不登校児童生徒の未然防止に向けた効果的な取組や支援の在り方を検討。
 - ・多様な学びや支援の場を必要とする不登校児童生徒や保護者に対して、「不登校関係施設周知チラシ」の活用。
 - ・冊子「不登校児童生徒への多様な支援に向けて」（令和4年3月）の周知と活用。
 - ・スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラー等と連携して、児童生徒の悩みを積極的に受け止める校内相談体制の充実。
 - ・トライやる・ウィーク等の体験活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育み、社会的自立に向けた支援。
 - ・県立但馬やまびこの郷や、各市町教育委員会が設置する教育支援センターと連携した自立に向けた支援の充実。
 - ・不登校担当教員等の生徒指導関係教員への研修や年次指導研修による、生徒指導体制の充実。

- ・不登校対策検討委員会において、不登校の実態把握を行い、不登校の未然防止に向けた効果的な取組とともに、ポストコロナ社会における不登校支援の方向性を検討し、今後の学校の取組を支援。
- ・「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」のさらなる活用を研修会等で市町組合教育委員会や学校へ周知するとともに、民間施設と連携していく。

○ 今後の対応

- ・不登校対策検討委員会において、関係機関等と連携した未然防止を柱に、専門家や教育支援センター等関係機関との連携、ICTの活用等、児童生徒の状況に応じた不登校支援の好事例を検討し、各校に発信するとともに、事例をまとめた冊子「不登校児童生徒への多様な支援に向けて」の活用を、個々に応じた支援に生かせるよう周知していく。
- ・多様な学びや支援の場として、必要とする児童生徒及び保護者に不登校関係施設を周知するとともに、不登校特例校等についても、市町との個別相談を行うなど支援していく。

【本調査における「長期欠席」の考え方】

※ 在籍児童生徒数は、各年度とも5月1日現在の学校基本調査による。

※ 年度間に連続又は断続して30日以上登校しなかった(出席停止・忌引を含む)児童生徒数を理由別に調査。

- ①「病気」とは、本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。
- ②「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。
- ③「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)をいう。
- ④「新型コロナウイルスの感染回避」とは、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者。
- ⑤「その他」の欄には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。

* 「その他」の具体例

- ア 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者

【不登校の定義】

不登校とは、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、病気や経済的な理由、新型コロナウイルスの感染回避による者を除く)」をいう。

1 長期欠席の状況

学校種	年度	病気	経済的理由	不登校	コロナ回避	その他	計	不登校割合 (不登校者数 /児童生徒数)
公立 小学校	R2	675	0	2,829	300	745	4,549	1.01%
	R3	895	0	3,643	1,700	1,479	7,717	1.32%
公立 中学校	R2	1,238	0	6,424	154	430	8,246	4.91%
	R3	1,663	0	7,679	596	753	10,691	5.82%
公立 高等学校	R2	416	9	935	46	242	1,648	0.94%
	R3	594	6	1,147	237	424	2,408	1.20%
合計	R2	2,329	9	10,188	500	1,417	14,443	1.99%
	R3	3,152	6	12,469	2,533	2,656	20,816	2.47%

※小学校に義務教育学校(前期課程)を含む。中学校に中等教育学校(前期課程)及び義務教育学校(後期課程)を含む。高等学校に中等教育学校(後期課程)を含む、通信制は除く。

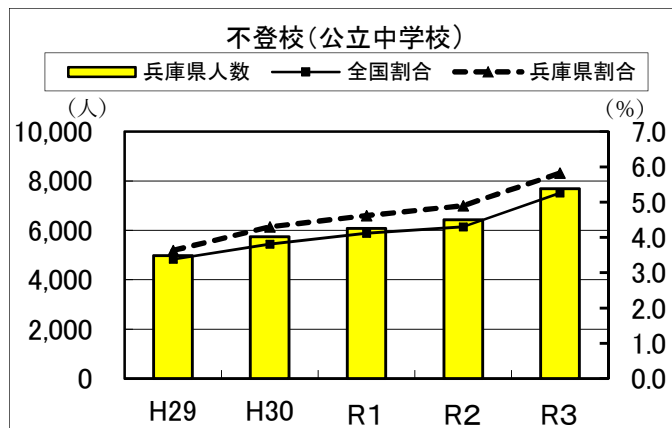
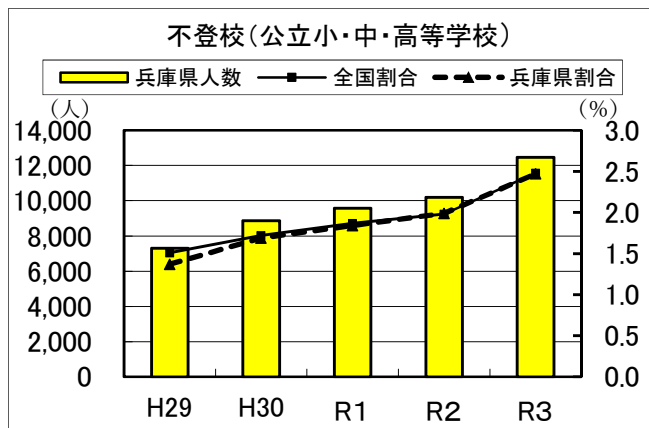
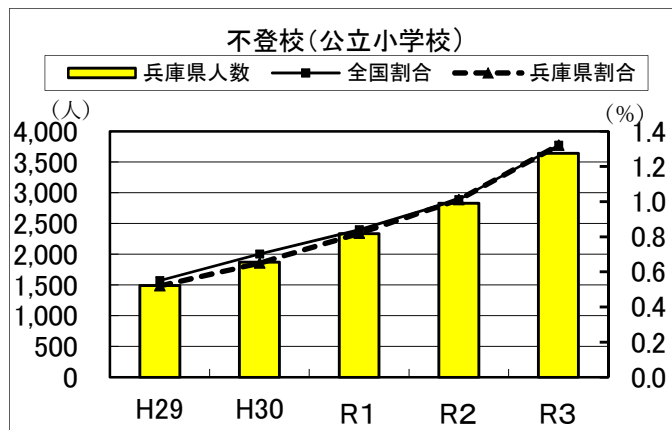
2 新型コロナウイルスの感染回避の状況

学校種	全国(公立)			兵庫県(公立)		
	人数	長期欠席者数に占める割合	児童生徒数に占める割合	人数	長期欠席者数に占める割合	児童生徒数に占める割合
小学校	41,699	23.6%	0.68%	1,700	22.0%	0.61%
中学校	15,716	7.1%	0.53%	596	5.6%	0.45%
高等学校	8,781	9.9%	0.44%	237	9.8%	0.25%
合計	66,196	13.6%	0.59%	2,533	12.2%	0.50%

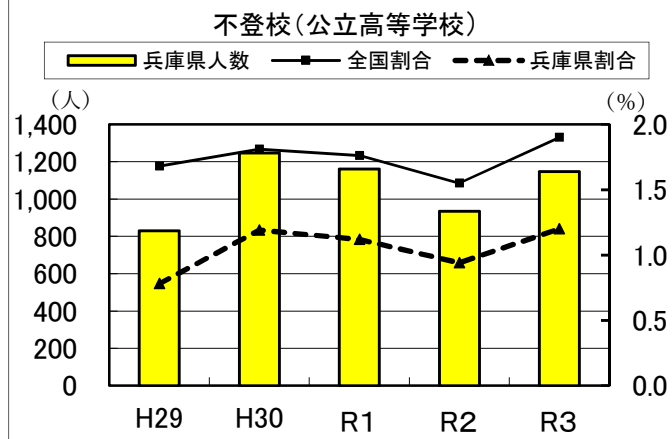
3 不登校児童生徒数の推移

学校種	全国(公立)			兵庫県(公立)		
	人数	前年度比	割合	人数	前年度比	割合
小学校	80,825	1.29	1.32%	3,643	1.29	1.32%
中学校	157,019	1.23	5.26%	7,679	1.20	5.82%
高等学校	37,919	1.18	1.90%	1,147	1.23	1.20%
計	275,763	1.24	2.48%	12,469	1.22	2.47%

※割合は、在籍者数に対する不登校児童生徒数を示す。



区分		H29	H30	R元	R2	R3
公立小学校	兵庫県人数	1,490	1,873	2,337	2,829	3,643
	兵庫県割合	0.52	0.65	0.82	1.01	1.32
	全国割合	0.55	0.70	0.84	1.01	1.32
公立中学校	兵庫県人数	4,979	5,736	6,084	6,424	7,679
	兵庫県割合	3.63	4.30	4.62	4.91	5.82
	全国割合	3.38	3.81	4.12	4.30	5.26
公立高等学校	兵庫県人数	830	1,246	1,160	935	1,147
	兵庫県割合	0.78	1.19	1.14	0.94	1.20
	全国割合	1.68	1.81	1.76	1.55	1.90



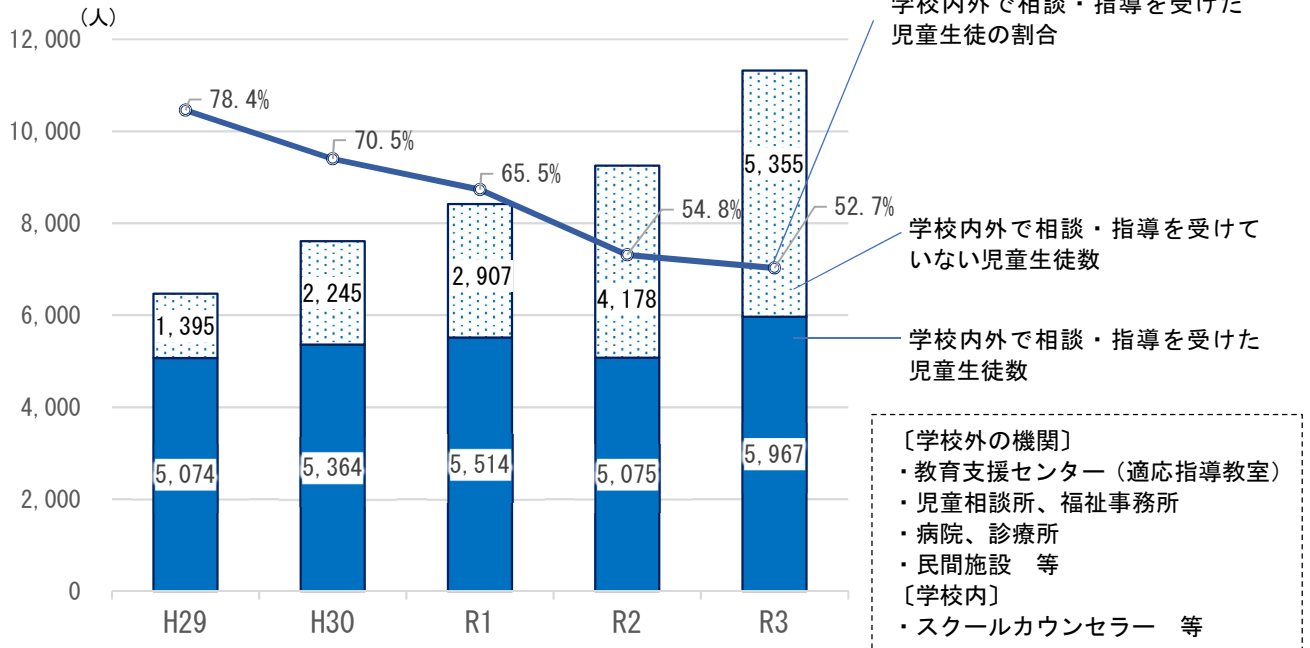
4 不登校の状態が前年度から継続している児童生徒

(公立)

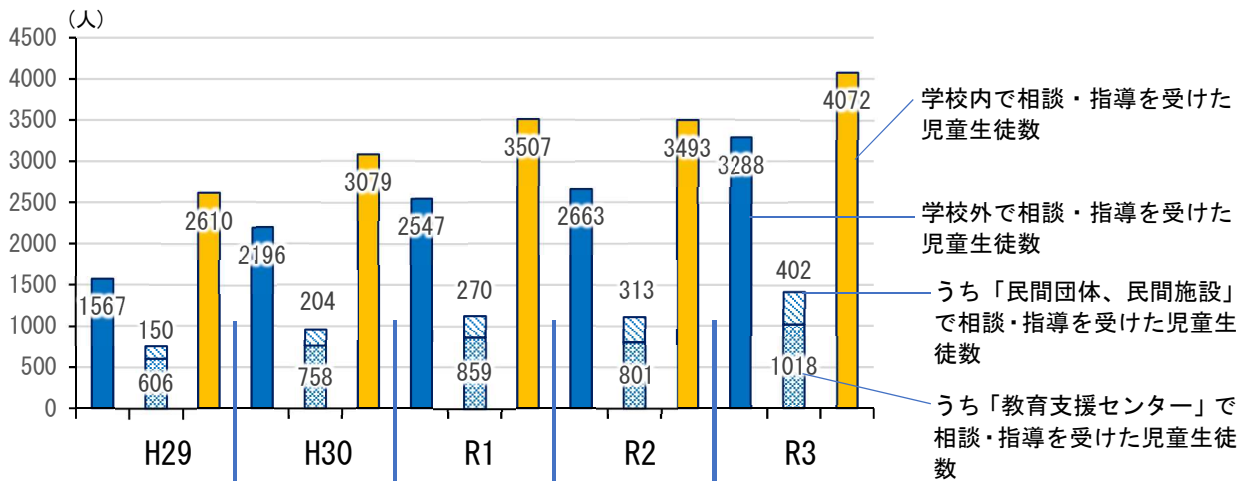
区分	小学校	割合(%)	中学校	割合(%)	高等学校	割合(%)	計	割合(%)	R2計	割合(%)
不登校児童生徒数	3,643		7,679		1,147		12,469		10,188	
前年度から不登校の状態(欠席日数が30日以上)が継続している児童生徒数	1,371	37.6%	3,824	49.8%	234	20.4%	5,429	43.5%	4,628	45.4%

5 小中学校の不登校児童生徒が学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けた状況

学校内外の機関等で専門的な相談・指導の有無



学校内または外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況



6 不登校の要因

①公立小学校

区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	合計
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	いじめを除く教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の急激な生活環境の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安		
①主たるもの (一人1つ必ず選択)	12	213	55	126	8	0	28	67	108	544	44	544	1821	73	3,643
	0.3%	5.8%	1.5%	3.5%	0.2%	0.0%	0.8%	1.8%	3.0%	14.9%	1.2%	14.9%	50.0%	2.0%	
②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	133	40	191	12	0	19	19	62	385	70	338	364		1,633

②公立中学校

区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	合計
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	いじめを除く教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の急激な生活環境の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安		
①主たるもの (一人1つ必ず選択)	13	951	67	570	83	59	56	326	179	438	154	842	3,732	209	7,679
	0.2%	12.4%	0.9%	7.4%	1.1%	0.8%	0.7%	4.2%	2.3%	5.7%	2.0%	11.0%	48.6%	2.7%	
②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	2	262	50	565	134	48	60	124	97	415	123	346	629		2,855

③公立高等学校

区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	合計
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	いじめを除く教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の急激な生活環境の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安		
①主たるもの (一人1つ必ず選択)	3	82	4	67	36	3	8	95	14	19	22	140	514	140	1,147
	0.3%	7.1%	0.3%	5.8%	3.1%	0.3%	0.7%	8.3%	1.2%	1.7%	1.9%	12.2%	44.8%	12.2%	
②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	14	1	13	21	10	1	9	5	19	6	23	40		162

④合計 (公立)

区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	合計
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	いじめを除く教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の急激な生活環境の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安		
①主たるもの (一人1つ必ず選択)	28	1,246	126	763	127	62	92	488	301	1,001	220	1,526	6,067	422	12,469
	0.2%	10.0%	1.0%	6.1%	1.0%	0.5%	0.7%	3.9%	2.4%	8.0%	1.8%	12.2%	48.7%	3.4%	
②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	2	409	91	769	167	58	80	152	164	819	199	707	1,033		4,650

<区分>

*学校に係る状況

- いじめ・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- いじめを除く友人関係をめぐる問題・・・仲違い等
- 教職員との関係をめぐる問題・・・教職員の強い叱責、注意等
- 学業の不振・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- 進路に係る不安・・・将来の進路希望が定まらない等
- クラブ活動、部活動等への不適応・・・部活動の練習に参加したくない等
- 学校のきまり等をめぐる問題・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくない等
- 入学、転編入学、進級時の不適応・・・転校しなかった、クラス替えが自分の願う学級編成ではなかった等

*家庭に係る状況

- 家庭の急激な生活環境の変化・・・親の単身赴任、離婚等
- 親子の関わり方・・・親の叱責、親の言葉・態度への反感、親の過干渉・放任等
- 家庭内の不和・・・両親の不和、祖父母と父母の不和等

*本人に係る状況

- 生活リズムの乱れ、あそび、非行・・・就寝起床時間が定まらず昼夜逆転になる、非行グループに入り非行行為を行う等
- 無気力、不安・・・無気力でなんとなく登校しない。登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない(できない)等
- 左記に該当なし・・・本人や保護者と話しても上記のような傾向が見えず、学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない

IV 県立高等学校における中途退学者の状況について

○ 中途退学者数

兵庫県立高等学校中途退学者数 1,061人 (前年度 885人) ※平成25年度から、通信制の中途退学者を含む。

[中退率 県立 1.26% (前年度1.02%)]

全国公立高等学校中途退学者数 20,607人 (前年度 20,283人)

[中退率 全国 公立 1.0% (前年度1.0%)]

〔全国高等学校中途退学者数 38,928人 (前年度 34,965人)

〔中退率 全国 1.2% (前年度1.1%)〕

- ・県立高等学校における中途退学者数(中退者数)は、1,061人。前年度に比べると176人の増加であった。
- ・課程別中退者数は、全日制648人、定時制279人、通信制134人であった。全日制は増加、その他の課程は減少した。
- ・課程別の中退率は、全日制0.83% (R2 0.52%)、定時制7.30% (7.13%)、通信制7.25% (9.26%)であった。

○ 中途退学の事由

- ・全日制・定時制においては、「学校生活・学業不適応」、「進路変更」、「学業不振」が全体の92.7%を占めている。

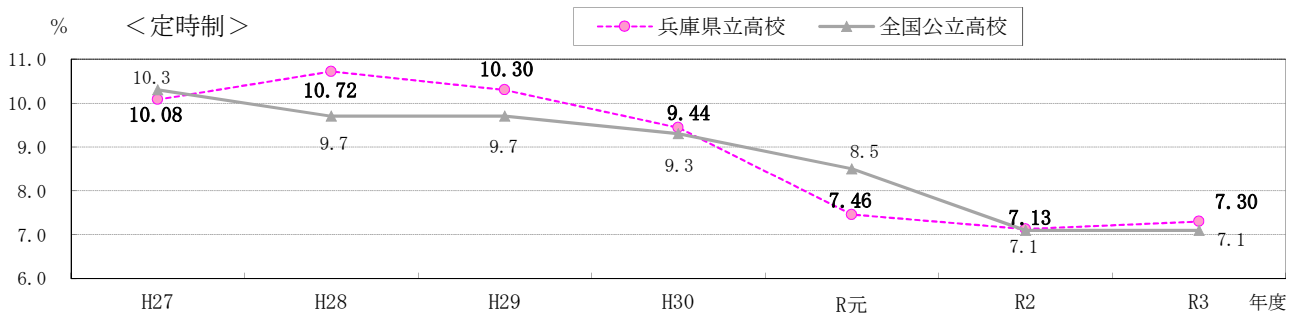
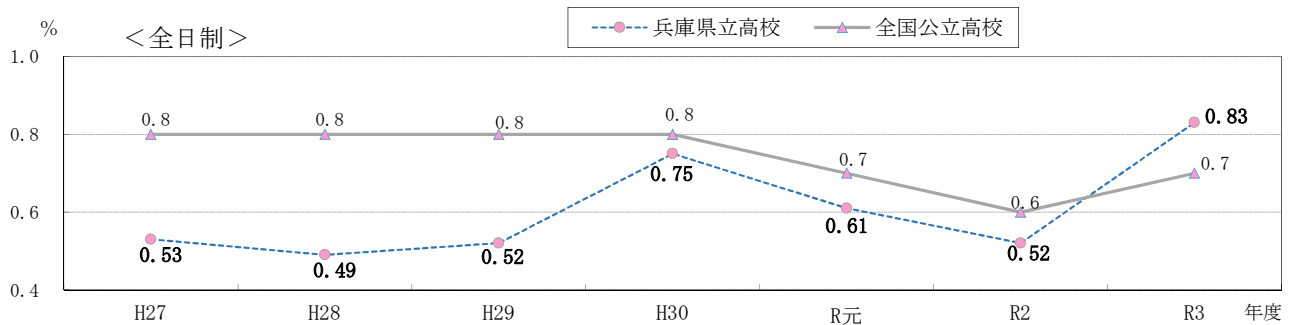
○ これまでの取組

- ・生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた生徒の幅広い選択が可能な教育課程の編成。
- ・生徒が学習内容を十分理解し、達成感や成就感が味わえるような「参加する授業」、「分かる授業」の徹底。
- ・入学後卒業までの時期に応じた計画的な進路指導を行う、進路指導体制の充実。
- ・キャンパスカウンセラー等と連携した生徒の悩みを積極的に受け止める校内相談体制の充実。
- ・総合学科や単位制、中高一貫教育校、多部制など様々なタイプの学校の設置、理数科、国際科等の特色ある学科や普通科における特色類型の設置などによる多様な学びの実現。
- ・魅力・特色ある学校づくりの推進、ふるさと貢献・活性化活動をはじめとするボランティア、体験活動など多様な教育活動の充実。
- ・中学生が明確な目的意識を持って入学することができるよう、学校ホームページやオープン・ハイスクールなどを充実。

○ 今後の対応

- ・新学習指導要領の示す「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善により、協働的な学びを取り入れることで、生徒同士の信頼関係を構築し、自己効力感を育むことができる指導内容・指導方法を実践していく。
- ・生徒が目標を持って主体的に進路選択ができるよう就業体験(インターンシップ)の充実を図る。
- ・兵庫版「キャリア・パスポート」や兵庫県版「高校生キャリアノートモデル」を活用するなど、小・中・高等学校が連携した発達段階に応じたキャリア教育の充実を図る。

1 中退率及び中退者数の年度別推移



(中退者数)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
全日制課程	696	627	667	540	471	435	455	640	507	425	648
定時制課程	638	569	598	486	497	511	463	409	312	289	279
通信制課程				295	253	224	244	268	276	171	134
合計	1,334	1,196	1,265	1,321	1,221	1,170	1,162	1,317	1,095	885	1,061

※平成25年度から、通信制の中途退学者を含む。

2 中途退学の実態

(1) 令和3年度に中途退学した生徒数等

(中退率は%。以下同じ。)

	令和3年度				令和2年度			
	学校数	在籍者数	中退者数	中退率	学校数	在籍者数	中退者数	中退率
合計	148校	83,919	1,061	1.26	148校	87,063	885	1.02
全日制課程	127校	78,247	648	0.83	127校	81,163	425	0.52
定時制課程	19校	3,824	279	7.30	19校	4,053	289	7.13
通信制課程	2校	1,848	134	7.25	2校	1,847	171	9.26

※在籍者数は4月1日現在

(2) 本県の中退の主な事由 <全日制・定時制のみ>

順位	事由	割合	
1	進路変更	57.6	(58.1)
2	学校生活・学業不適應	29.9	(25.9)
3	学業不振	5.2	(5.9)

「進路変更」の内訳

内訳	割合	
別の高校への入学を希望	34.8	(26.8)
就職を希望	8.4	(13.7)
高卒認定試験を希望	3.7	(4.8)
専修学校等への入学を希望	3.3	(3.2)
その他	7.3	(9.7)
計	57.6	(58.1)

※数値は中退者全体に対する割合(%)。数値は四捨五入しているため合計と一致しない場合がある。

※ () 内は令和2年度データである。

(3) 中退者数及び中退率の学年別・課程別比較

課程	学年	兵庫県立				全国公立	
		中退者数		中退率		中退率	
全日制	第1学年	229	(158)	1.1	(0.7)	1.0	(0.9)
	第2学年	227	(137)	1.1	(0.6)	0.7	(0.6)
	第3学年	86	(46)	0.4	(0.2)	0.3	(0.2)
	単位制	106	(84)	0.7	(0.6)	0.7	(0.6)
定時制	第1学年	47	(77)	11.0	(16.5)	12.3	(13.1)
	第2学年	43	(27)	10.5	(6.2)	7.4	(7.8)
	第3学年	13	(16)	3.0	(3.9)	5.1	(4.9)
	第4学年	0	(1)	0.0	(0.6)	2.5	(2.2)
	単位制	176	(168)	7.4	(6.5)	7.1	(6.9)
通信制	単位制	134	(171)	7.3	(9.3)	4.7	(5.6)

※ () 内は令和2年度のデータである。

(4) 全日制における中退者数及び中退率の学科別比較

課程	学科	兵庫県立				全国公立	
		中退者数		中退率		中退率	
全日制	普通科	389	(249)	0.7	(0.4)	0.6	(0.5)
	専門学科	181	(113)	1.3	(0.7)	0.9	(0.7)
	総合学科	78	(63)	0.9	(0.7)	1.0	(0.8)

※ () 内は令和2年度のデータである。